

2009年9月18日

一般社団法人日本エステティック業協会
会員サロン各位

東京都千代田区永田町 2-10-2
永田町 TBR ビル 606 号
一般社団法人
日本エステティック業協会
理事長 奥野貴司

「セルフ脱毛」に関する注意喚起

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の活動にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協会加盟の日本エステティック振興協議会が運営しておりますエステティック消費者相談センターに、「セルフ脱毛」による身体的危害の苦情が入りましたので、会員サロン各位に以下のとおり注意を喚起申し上げます。

このセルフ脱毛とは、「サロンが業務用の光脱毛機器をお客様に有償で貸与し、サロン側がお客様に機器の取扱方法と施術方法を教え、お客様自らがその機器を用いてサロン内で脱毛を行う商行為」です。インターネットを検索すると、このサービスは最近徐々に増えてきているようです。

問題のサロンは、当協会加盟のサロンではありませんが、光脱毛自体が以下に述べるように危険性を伴う施術サービスであります。従って、機器の取扱方法と施術方法に熟練していないお客様が自ら行うセルフ脱毛は非常に危険でありますので、会員各位におかれましては絶対に行わないよう本書をもって厳重に注意喚起申し上げます。

まずは、レーザー・光脱毛に関する当協会の姿勢について、改めてお知らせいたします。

「医師免許を有しない者による脱毛行為等の取扱について」と題する 2001 年(平成 13 年)11 月 8 日付け厚生労働省医政局医事課通知は、「医療用であるか否かを問わず、レーザー光線又はその他の強力なエネルギーを有する光線を毛根部に照射し、毛乳頭、皮脂腺開口部等を破壊する行為は医師でないものを行えば医師法第 17 条違反となる。」という見解を示しております。

当協会としては、「レーザー・光脱毛は、原則として会員サロン内では行わないこと。既に行っているサロンは自己責任のもと、お客さまに危害を加えることのないよう万全の注意を払って行って欲しい。必ずしも当該施術を推奨するものではないが、この通知に抵触しな

い範囲において、エステティックサロンで一時的な除毛・減毛である【美容レーザー・光脱毛施術】を安全に行うことは許容されると考える。そのためには、①安全性が確保された美容レーザー・光脱毛機器を用いて適切な出力設定を行うこと、②適切な教育・訓練を受けた美容レーザー・光脱毛技術者(エステティシャン)が、十分な知識と理解のもとに施術を提供すること、が絶対条件です。美容レーザー・光脱毛は、お客様のニーズも高く、安全な機器を用いて適切な技術者が適切に施術すれば有効な脱毛手段と思われるので、行政機関や業界他団体と相談しながら、安全な自主基準ルールを策定していきたい。」と考えております。

以上に申し上げた趣旨から、当協会は、お客様への光脱毛トリートメントは、十分な知識と技術をもった技術者が行わなければならないものであると考えております。従って、一般社団法人日本エステティック業協会は、いかなる理由があるにせよ会員サロン内において、お客様に業務用脱毛機器の取扱方法と施術方法を教え、お客様ご自身に業務用機器を用いて施術を行わせる商行為、所謂、「セルフ脱毛」は行わないよう強く要請いたします。

会員におかれましては、上記について充分ご理解いただき、周知徹底するよう何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具